

蒲郡駅事件民事控訴審結審 判決は来年2月19日11:30

12月1日、名古屋高等裁判所で蒲郡駅事件民事控訴審第2回口頭弁論が行われ、裁判所は今日をもって裁判を結審し、来年2月19日に判決を出すことを決めました。

口頭弁論では、「古田助役の文書を盗んだのは加藤さんではない。なぜならば、古田助役が証言したように、鍵のかかっていたロッカーを加藤さんは開けられないからだ」さらに「加藤さんが盗んだというのならば、指紋が付いているはずである。しかし、その証拠など何もない」ことを意見陳述しました。さらに、「会社がなぜデッチ上げを行ったのかは、この間の労務政策を見れば一目瞭然で、JR東海労を破壊するための攻撃がそれを示している」と会社の意図をあきらかにしました。

そもそも事件など存在しないのです。会社・権力者がその私利私欲のために、JR東海労の破壊を狙ったシナリオに基づくデッチ上げなのです。

裁判所は公平、公正、そして冷静に真実を見極め、一審で出された不当判決を撤回し、加藤誠二さんの解雇の撤回、早期職場復帰の判決を下すべきです。



90名が参加し、裁判終了後に報告集会が行われました。

デッチ上げによる不当解雇を許さず
早期職場復帰を勝ち取ろう！